

公安委員会関係県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例施行規則

平成十四年九月三十日

三重県公安委員会規則第四号

公安委員会関係県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例施行規則をここに公布します。

公安委員会関係県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成十四年三重県条例第四十一号。以下「条例」という。）の規定に基づき、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が所管する出資法人の評価等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(評価方法)

第三条 条例第九条第一項の規定による評価は、出資法人の目的、事業、経営計画及び経営状況について、当該出資法人の必要性、効率性若しくは有効性の観点又はその特性等に応じて必要な観点から、公安委員会が別に定めるところにより、自ら点検、検証等できる方法により行うものとする。

(評価結果の報告)

第四条 条例第九条第一項の規定による報告は、毎事業年度終了後三月以内に、県出資法人（公安委員会関係）団体自己評価報告書（別記様式）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

別記様式

(第4条関係)